

**業界初、ケアマネジャーに必要な居宅介護支援の運営・算定基準及び解釈通知と関連情報を集約
ケアマネジャー向けコミュニティ「ケアマネドットコム」が新規コンテンツを公開
～ChatGPTを活用した「ドットコム AI」にてデータ活用も実施、検索性・利便性を向上し介護 DX を推進～**

株式会社エス・エム・エス（本社：東京都港区、代表取締役社長：後藤夏樹、東証プライム、以下「当社」）は、提供するケアマネジャー向けコミュニティ「ケアマネドットコム」（URL：<https://i.care-mane.com/>）において、ケアマネジャーの業務を大幅に効率化し、利便性をさらに向上させるために、介護業界で初となる居宅介護支援の運営・算定基準及び解釈通知を集約し全文を掲載した新コンテンツ「運営・算定基準集」（URL：<https://i.care-mane.com/news/entry/kijun-top>）を公開したことをお知らせします。

これにより、ケアマネジャーは Web 上で、検索性・利便性の高い状態で運営基準・算定基準及び解釈通知の情報にスピーディーにアクセスできるようになり、業務の効率化が見込めます。また、制作したコンテンツは ChatGPT を活用した AI システム「ドットコム AI」の学習データとしても利用し、介護 DX を推進します。

ケアマネドットコム

業界初、ケアマネジャーに必要な居宅介護支援の運営・算定基準及び解釈通知と関連情報を集約
ケアマネジャー向けコミュニティ「ケアマネドットコム」が新規コンテンツを公開



ChatGPTを活用した「ドットコム AI」にてデータ活用も実施、
検索性・利便性を向上し介護 DX を推進



■ 社会背景

超高齢社会の進行に伴い介護サービスの需要は増加し続けており、2024年6月末時点で715万人の要介護（要支援）認定者数は、2040年には843万人に達する見通しです^{*1}。このような状況の中で、介護サービス利用者の状況把握や、介護サービス等の計画書であるケアプランの作成、介護事業者との連絡・調整を行うケアマネジャー（介護支援専門員）の重要性はますます高まっています。また、需要の増加とともにケアマネジャーの業務負担は増え続けており、業務効率化の必要性も高まっています。

ケアマネジャーはケアプランの作成や給付管理等を業務とする特性上、介護報酬の算定ルールなども理解している必要があります。介護保険制度は3年に1度改定されるため、その都度、自身の業務方法や事業所の運営体制が制度の基準に沿っているか、ケアプランに位置づけている介護保険サービスが適切に提供されているかを確認する、知識の最新化が重要です。市販の資料集や自治体の保険者が任意で発行する資料で自主的に知識を補うなどの対策を行っていますが、紙媒体のため検索性が乏しいことや過去情報との比較が難しい、地域によって情報量が違うといった課題を抱えており、必要時にすぐに確認したいというケアマネジャーのニーズを満たすものがなかなかないのが現状です。

■ エス・エム・エスのケアマネジャー支援について

当社は、2006年よりケアマネジャー向けコミュニティ「ケアマネドットコム」を提供しています。ケアマネドットコムでは、ケアマネジャー同士の悩み相談や交流ができるコミュニティ、ケアプラン文例・事例や介護ニュース、厚労省通知、セミナー情報等の提供による業務支援を通じて、ケアマネジャーを日常的にサポートしています。これまでも居宅介護支援の運営

基準・算定基準及び解釈通知について適宜情報を提供してきましたが、この度、ケアマネジャーの業務効率化や利便性の向上を目的に、居宅介護支援の運営基準・算定基準及び解釈通知を集約し全文を掲載した新コンテンツ「運営・算定基準集」を公開しました。運営・算定基準集では、ケアマネジャーに直接関連する居宅介護支援だけでなく、居宅介護サービスに関連する詳細な算定基準も網羅しています。これにより、ケアマネジャーは Web 上で、高い検索性により必要な運営基準や算定基準、解釈通知の情報を迅速にアクセスできるようになります。また、業務の効率化に加え、実務の根拠となる基準や解釈を参照しやすくすることで、ケアマネジャーの負担軽減やケアマネジメントの質の向上に寄与することも目指しています。

さらに、より利便性を向上させるため、運営・算定基準集をケアマネドットコムが提供している ChatGPT を活用した AI システム「ドットコム AI」の学習データとして取り込んでいます^{*2}。ドットコム AI は対話形式で、利用者の特性を踏まえた介護サービス提供時のリスクや課題の抽出、必要な支援のアイデア出しや取りうる選択肢の検討、事例検討会や勉強会のテーマ出しなどに活用可能です。業務時間の圧縮や AI を第三者に見立てた客観的な観点での視野拡大によりケアマネジメントの質の向上もできます。また、ドットコム AI はケアマネドットコム内の Q&A など定期的にに取り込み情報の最新化と正確性の向上を図っています。

ケアマネドットコムはこれからも、ケアマネジャーに必要な知識や情報を適切に、かつ、利便性の高い状態で提供し、ケアマネジャーの業務効率化に貢献していきます。

【「運営・算定基準集」概要】

- (1) 提供開始：2024 年 10 月
- (2) サービス対象者：ケアマネドットコム会員
- (3) 内容：ケアマネジャーの業務に必要な居宅介護支援の運営基準・算定基準及び解釈通知の情報を集約。居宅介護支援だけでなく、居宅介護サービスについての算定基準等、ケアプランを作成する上で必要な知識を網羅
- (4) 特長：
 - ・居宅介護支援の運営基準・算定基準及び解釈通知の情報を改訂部分だけでなく、全文を通して掲載。目次機能により、確認したい情報へスムーズにアクセス可能
 - ・インターネット環境があれば閲覧でき、シンプルで閲覧しやすい UI である点など、携帯性に配慮した設計
 - ・PDF データのダウンロードもでき、オフラインでの閲覧にも対応
- (5) 利用料金：無料
- (6) URL：<https://i.care-mane.com/news/entry/kijun-top>

見やすく・探しやすい

運営・算定基準集



ケアマネジャーさんの業務でよく使われる運営基準・算定基準・解釈通知をまとめました！業務をしている中で疑問が生じたり、判断で迷ったとき、ご自身で介護保険上の基準や解釈通知を確認することで、より理解も深まり、自信につながるかと思います。ケアマネジャーさんが知りたい時に、パソコンやスマホの画面でお手軽に参照いただけるように、サイトにまとめてみました。

日々の業務のお役に立てれば幸いです。

目次

1. こんな時におススメ
 - 改定部分だけでなく、全文を通して確認したい、理解したい
 - ケアマネ業務で迷ったときに、根拠となる部分を確認したい
 - 居宅サービスの算定要件やルールを調べたい
2. 注意事項
3. 記事の活用のコツ
 - 知りたい項目は目次（右側・下部）から一気にジャンプ！
 - 知りたい用語はページ内を【ctrl+F】でピンポイント検索！
 - 関連した基準/通知/Q&Aを直接確認！
 - ダウンロード資料は基準/通知を並列で見ることができ、目次と見出しを行き来しやすい！
 - 見出しのリンクを使って、ピンポイントで示したい部分を共有できる！
4. 参照ページ

＼ 基準・通知類はこちらから /

居宅介護支援 運営基準	居宅介護支援 運営基準の解釈通知
 居宅介護支援の運営基準はこちらです 記事を読む	 居宅介護支援の人員、運営基準の解釈通知はこちらです 記事を読む
居宅介護支援 算定基準	居宅介護支援 算定基準の留意事項
 居宅介護支援 算定基準（単位数表）はこちらです 記事を読む	 居宅介護支援 算定基準の留意事項通知はこちらです 記事を読む
居宅サービス 算定基準	居宅サービス 算定基準の留意事項
 居宅サービス 算定基準（単位数表）はこちらです 記事を読む	 居宅サービス 算定基準の留意事項通知はこちらです 記事を読む

【「ドットコム AI」概要】※3

(1) サービス対象者：ケアマネドットコム会員

(2) 内容：ケアマネジャーの業務に活用できる参考情報を ChatGPT（生成系 AI）が対話形式で回答。利用者の特性を踏まえた介護サービス提供時のリスクや課題の抽出、必要な支援のアイデア出しや取りうる選択肢の検討、事例検討会や勉強会のテーマ出しなどに活用可能

(3) 特長：

- ・ChatGPT を活用した対話型の情報確認が可能※4
- ・ケアマネドットコムの Q&A やニュースなどを適宜取り込み学習するため、常に最新の情報を回答
- ・学習データ：ケアマネドットコムの Q&A、ニュース情報、厚生労働省公開情報からの学習※5

≪厚生労働省公開情報からの学習内容詳細≫

-「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関する Q&A

-指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

-居宅介護支援運営基準について（解釈通知）

-指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

-指定居宅サービス及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

-指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

-介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

-介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

-指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

-指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

-指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

・活用例：

-アセスメントで得られた ADL や IADL、介護状況、病状など断片的な情報を分析し、リスクや課題などを抽出する

-生活課題や目標から、必要と思われる支援内容や目標を文章化し、いくつか選択肢をあげる

-事例検討会や勉強会のテーマ・内容のアイデアを出す

(4) 料金：無料

(5) URL：https://i.care-mane.com/ai_chat

<ドットコム AI 利用例>



パーキンソン病患者で転倒骨折を繰り返している利用者ができる限り自宅生活するために配慮すべき点を7個上げてほしい

1. **住環境の整備**: 転倒を防ぐために、家の中の段差をなくし、滑りにくい床材を使用することが重要です。また、手すりやバリアフリーの設備を設置することも考慮します。

2. **福祉用具の活用**: 歩行補助具やリクライニング機能のある椅子など、パーキンソン病の症状に対応した福祉用具を利用することで、日常生活の安全性を高めます。

3. **リハビリテーション**: 定期的なリハビリを行い、筋力やバランス感覚を維持・向上させることが転倒予防に繋がります。

4. **訪問看護・訪問リハビリ**: 訪問看護師やリハビリスタッフによる定期的な訪問を受けることで、健康状態のチェックやリハビリを自宅で行うことができます。

5. **薬の管理**: 内服薬の管理を徹底し、薬の飲み忘れや誤飲を防ぐために、薬の管理を支援するサービスを利用します。

6. **緊急対応の準備**: 緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報システムや緊急連絡先を整備しておくことが重要です。

7. **家族や介護者のサポート**: 家族や介護者が適切なサポートを提供できるよう、介護方法やパーキンソン病に関する知識を共有し、必要な支援を受けられるようにします。

- ・ [パーキンソン病の方の支援事例](#)
- ・ [パーキンソン病の要介護1独居の対応方法](#)
- ・ [ケアプラン事例集](#)

※1：厚生労働省「令和6年6月分 介護保険事業状況報告（暫定）」（<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m24/2406.html>）および「第9期計画期間における介護保険の第1号保険料について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40211.htm）より

※2・3：ドットコム AI 上での回答は、AI を通じて自動的に行われるものであり、必ずしも内容が正しく、適切なものであるとは限りませんので、あくまでも参考情報としてご活用ください。また、入力・質問内容と回答履歴の閲覧機能は現在提供しておりませんので、必要に応じてご自身で保存をお願いします

※4：ドットコム AI に入力した質問文・画像やそれに対する回答内容は、公開することや、AI 学習データとして使用することはありません。なお、ドットコム AI の機能やケアマネドットコムの利便性向上など、当社のサービス改善のために利用させていただく場合がありますので予めご了承ください

※5：解釈通知と留意事項については、厚生労働省からの各通達を元に、当社にて全文版を独自に作成

【「ケアマネドットコム」について】

ケアマネジャー向けコミュニティ。ケアマネジメントに役立つ最新ニュースや専門情報、悩み相談や意見交換ができる掲示板などのコンテンツを提供。ケアマネジャーを多方面からサポートしています。

URL：<https://i.care-mane.com/>

【株式会社エス・エム・エスについて】

2003年創業、2011年東証一部上場、2022年4月より東証の市場区分変更によりプライム市場へ移行。「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをミッションに掲げ、「高齢社会×情報」を切り口にした40以上のサービスを開発・運営しています。

名称：株式会社エス・エム・エス

所在地：東京都港区芝公園 2-11-1 住友不動産芝公園タワー

代表者：代表取締役社長 後藤夏樹

会社設立：2003年4月

資本金：25億5,172万円（2024年3月31日現在）

従業員数：連結4,188人、単体2,754人（2024年3月31日現在）

事業内容：高齢社会に求められる領域を、医療・介護/障害福祉・ヘルスケア・シニアライフと捉え、価値提供先であるエンドユーザ・従事者・事業者をつなぐプラットフォームとしての情報インフラを構築し、40以上のサービスを展開

URL：<https://www.bm-sms.co.jp/>

【報道関係のお問い合わせ】

株式会社エス・エム・エス PR グループ 電話：03-6721-2404 mail：smsginfo@bm-sms.co.jp